## 静岡県訓令甲第2号

本 庁

出先機関

静岡県官報掲載事項に関する規程(昭和35年静岡県訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。 令和4年3月29日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
(官報報告主任)	(官報報告主任)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 報告主任は、経営管理部総務局法務文書課	2 報告主任は、経営管理部総務局法務課長を
長をもつて充てる。	もつて充てる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附則

この訓令甲は、令和4年4月1日から施行する。